

重要事項説明書

1 事業の目的及び運営の方針

【目的】居宅において、介護保険の該当者に対し、適切な居宅介護支援を提供することを目的とする。

【方針】利用者が居宅において、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるように援助を行う。事業の実施にあたっては、利用者の思想及び人格を尊重し、その家族の希望を踏まえつつ公正中立に行い、各関係機関との連携に努めるものとする。利用者やその家族は、ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能である。また、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることも可能である。

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりである。

2 事業所の所在地など

- 【1】所在地は広島市佐伯区楽々園 2 丁目 2-19 松村循環器・外科医院 2 階に置く。
- 【2】事業所名は、まつむら居宅介護支援事業所とし、代表者を医療法人理事長 松村 誠 管理者をまつむら居宅介護支援事業所所長 清水久美子とする。
- 【3】連絡先は、電話 082-921-0434、F a x 082-921-0402 とする。

3 営業日など

- 【1】営業日は、月曜日から金曜日までの 8：30～17：00 とする。但し、祝祭日、お盆（8/14～16）、年末年始（12/29～1/3）は休日とする。
- 【2】夜間休日の緊急連絡先は、契約者に説明する。
- 【3】担当区域は、西区、佐伯区、廿日市市とする。
- 【4】利用者の相談を受ける場所は、事業所の相談室とする。但し、必要に応じて訪問、電話での対応を行う。
- 【5】介護支援専門員の数は、3 人以上とする。

4 居宅介護支援の内容

- 【1】居宅介護サービス計画の作成
- 【2】給付管理
- 【3】居宅サービス事業者との連絡調整
- 【4】要介護認定に対する協力、援助、申請代行
- 【5】サービス実施状況の把握、評価（利用者の求めに応じ、サービス提供記録開示）
- 【6】相談業務

5 利用料など

- 【1】居宅介護支援費（介護保険が適用される場合は、自己負担なし）
- 【2】担当地域外の訪問に当たっては、公共交通機関の料金である実費を徴収する。
- 【3】要介護認定が決定する前に、介護保険のサービスを利用する場合、決定するまで実費徴収とする。
- 【4】要介護認定の結果非該当になれば、【3】の実費徴収分は返金しない。

6 個人情報の取り扱い

- 【1】 事業の実施にあたり、知り得た利用者または家族の情報は正当な理由なく、第三者に漏らさない。
- 【2】 利用者、家族の求めに応じて介護サービスの提供に関する記録を開示する。
- 【3】 以下の場合、個人情報（家族情報・利用者の生活状況・医療に関すること等）を使用することがある。
 - ・利用者がサービス利用に際して必要となる居宅サービス事業所、医療機関や行政等との連絡。
 - ・居宅サービス計画に沿って、円滑にサービスが提供されるように行われる会議、連絡、調整等。
 - ・損害賠償保険等に係る保険会社等への相談又は、届出等の為に必要な場合。
 - ・事務所に置いて行われる研修生、実習生、学生への教育に必要な場合。
 - ・緊急時等生命、身体の保護の為に必要な場合。
- 【4】 情報提供方法 FAX（可・不可）

7 入院時における医療機関との連携促進について

利用者は、入院時に担当ケアマネジャーの氏名等を入院先医療機関に提供してください。

8 相談、苦情、事故の対応について

- 【1】 相談、事故、苦情等の連絡先は下記とし、連絡時には速やかに対応し、支援経過に記録する。
- 【2】 苦情相談等あれば、先ず担当職員が対応し、更に必要な場合は「苦情解決に関する処理要綱」に従い、適切に対応する。利用者は、提供された居宅サービスに苦情がある場合には、事業者、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができる。
- 【3】 事故等の場合、必要な救急処置や医療機関への通院援助等を行う。
- 【4】 損害賠償保険に加入。当方に過失がある事故の場合には、損害賠償保険で適切に対応する。

事業者 住 所 広島市佐伯区楽々園2丁目2-19 松村循環器・外科医院内
まつむら居宅介護支援事業所所長 清水久美子
電 話 082-921-0434、F a x 082-921-0402

最終責任者： 医療法人松村循環器外科・外科医院 理事長 松村 誠

9 虐待防止のための措置に関する事項

当事業所は利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な体制の整備を行うと共に、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。